

保土ヶ谷区にお住まいの方へ

令和9年度 保土ヶ谷区版 保育所等利用案内



保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

令和8年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も改めて令和9年度の申請が必要です。
横浜市版の利用案内もあわせてよくお読みいただき、ご申請ください。

！ 全体の注意事項

- 申請にはマイナンバーカードによる電子署名が必要です。ご不明な方は戸籍課へお問い合わせください。
- 締切日直前は申請が集中し、書類の審査および不足書類の連絡に時間を要します。お早めにご提出ください。
- 提出された書類は返却できません。申請の際には、申請データの控えをダウンロードしてください。申請完了画面を閉じるとダウンロードできなくなります。
- オンライン申請は締切日の23時59分までの送信分が有効ですが、通信障害等の責任は負いかねます。余裕をもってご申請ください。なお、電話での受領確認は行っておりません。マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。(要ドメイン指定「@mail.oss.myna.go.jp」)
- 認可保育所等の利用決定を辞退された場合は、申請全てが無効になります。利用決定された施設以外の施設への利用をご希望の場合は、再度申請が必要です。
- 入所日は各月の1日付です。希望の施設・事業をあらかじめご見学のうえ、通園可能か確認してください。
- 転園申請で転園成立した場合、元の園は自動的に利用取消となります。転園内定を辞退しても、元の園に通い続けることはできません。
- 4月の一次利用決定を辞退された場合、二次利用申請はできません(※)。5月以降の利用申請となります。
※きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合や転居の場合を除く

個別に支援を必要とするお子さんの保育を希望する方

障害や発育・発達の遅れなど、その他気になることがあるお子さんや、医療的ケアを必要とするお子さんの申請にあたっては、事前相談が必要です。保土ヶ谷区役所こども家庭支援課まで電話予約のうえ、お早めにご相談ください。また、必ずお子さんと一緒に、ご利用希望の保育所等をご見学ください。

(「横浜市保育所等利用案内」P4 参照)

横浜市の外の保育所等の利用を希望する方 (横浜市内の保育所等との併願も含む)

各市区町村により申請締切日や利用要件が異なります。また、利用開始日の前日までの転居予定の有無により、必要書類や提出方法が異なります。必ず利用案内の該当ページをご覧ください。

(「横浜市保育所等利用案内」P14 参照)

市外から保土ヶ谷区の保育所等の利用を希望する方（市外保育所等との併願含む）

利用開始日の前日までの転居予定の有無により、必要書類や提出方法が異なります。また転入予定の場合は、転入後に横浜市民として「本申請」が別途必要です。

なお、4月一次申請は、利用開始日前日までに横浜市に転入予定があり、転入予定が分かる書類の提出が11月20日（金）までにできる場合または利用調整基準の別表2の「9保育士等」の要件を満たす場合のみ申請が可能です。必ず利用案内の該当ページをご覧ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P14参照）

4月一次利用申請

原則オンライン申請のみです。窓口での申請受付は原則できません。

受付期間	令和8年10月1日（木）～10月28日（水）消印有効 ●希望園の追加・順位変更や不足書類のみ令和8年11月20日（金）消印有効まで追加提出を受け付けます。
申請方法	●マイナポータルからオンラインで利用申請してください。「利用案内」P13掲載の横浜市ウェブサイトを確認してください。申請にはマイナンバーカードによる電子署名が必要です。 ●「横浜市の認可保育所等の希望申請」、「個別に支援を必要とするお子さんの申請」、「出生前の申請」を希望する方は、保土ヶ谷区役所こども家庭支援課の窓口申請が必要です。 詳しくはオンライン申請のページへ ●やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方（4月一次申請・不足書類）は郵送で下記宛先へお送りください。 〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛 ※郵便番号と宛先のみで届きます。



出生前に申請できる方 ※4月申請のみ（締切日後に出産予定の方）

受付期間	《仮申請》一次申請、二次申請の各受付期間 《出生後の正式申請》令和9年2月10日（水）必着
申請方法	●申請書類一式をオンラインまたは郵送、窓口へご提出ください。
注意事項	●令和9年4月1日から保育所等の利用ができるのは、令和9年4月1日時点で必要な月齢（園により異なります）を満たす可能性がある場合のみです。 ●令和9年2月3日までに生まれなかった場合、申請取下が必要です。 ●「出生後届出書」の提出がない場合、利用調整の対象外となります。 ●仮申請の際は、申請書類の児童氏名は「申請者氏名+ベビー」、生年月日は空欄にして、母子健康手帳の表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページのコピーを添付してご提出ください。 ●正式申請を保土ヶ谷区役所で受理した後に、利用調整結果をお送りいたします。

（「横浜市保育所等利用案内」P13参照）

4 月二次利用申請

受付期間	令和 8 年 12 月 23 日（水）～2 月 2 日（火）必着 ●希望園の追加・順位変更や不足書類についても、令和 9 年 2 月 2 日(火)必着です。
申請方法	●申請書類一式を、オンラインまたは保土ヶ谷区役所こども家庭支援課窓口(3 階 30 番)へご提出ください。窓口の受付時間は、平日(月～金曜日)の 8：45～17：00 です。 <u>土曜開庁日は受付できません。</u> ●オンライン申請の場合は、「利用案内」P12 に掲載されている横浜市ウェブサイトを確認してください。

5 月～3 月入所の利用申請

入所希望月の前月 5 日必着（土日祝日にあたる場合は、その前の開庁日）

郵送申請	窓口申請
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 - 9 保土ヶ谷区こども家庭支援課保育担当 宛	保土ヶ谷区役所こども家庭支援課 本館 3 階（午前 8 時 45 分～午後 5 時） ※長時間お待たせする可能性があります。あらかじめご了承ください。 ※駐車場は 1 時間無料。混雑緩和のため、なるべく公共交通機関をご利用のうえお越しください。

利用調整結果について（予定）

	発送開始予定	届かない場合の電話でのお問合せ
4 月一次 利用申請	令和 9 年 1 月下旬までに発送	2 月上旬からお受けします。
4 月二次 利用申請	令和 9 年 3 月 4 日前後に発送	3 月中旬からお受けします。
5 月～3 月 利用申請	入所希望前月の 16 日以降発送	入所希望前月の 25 日頃からお受けします。

（「横浜市保育所等利用案内」P20 参照）

利用が決まらなかった場合には、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」を送付します。この通知は、最初の申請時および希望園を追加したときのみ通知します。保留通知発行後は毎月の利用調整の対象です。

各月の保留証明書の発行が必要な場合は、保留証明書が必要な月の前月 25 日以降に、本人確認書類を持参のうえ、保土ヶ谷区役所こども家庭支援課窓口へご来庁ください。

※令和 9 年 4 月以降の利用調整については、別途申請が必要です。

※保留の状態で入所の希望がなくなった場合は、申請の取下げの手続きをしてください。

保育所申請のポイント

保育所等の種類や、申請の方法・スケジュールなどのポイントを解説した動画（約 10 分）を配信しています。

※各内容の詳細については、利用案内も必ずご確認ください。

教えて！コンシェルジュさん 横浜市

検 索



利用案内・様式のダウンロードなど

横浜市ウェブサイトにて利用案内および様式のダウンロードが可能です。

ぜひご活用ください。

令和 9 年度 保育所 利用案内 横浜市

検 索



よくあるご質問

質問	回答
申請締切日までにすべての書類が揃わない場合、 どうすれば良いですか？	利用案内 P16「必須書類一式」の提出のみで、選考に エントリーすることは可能です。 ただし、締切日までに不足書類が届かない場合には、 書類不備のため、本来のご家庭の優先順位での選考は できません。ご了承ください。
保育所申請時点では、就労日数や就労時間が少ない が、保育所入所次第増やせる場合には、就労証明書 についてどのように証明すれば良いですか？	就労日数・就労時間について、 ・増やせる時期（例：保育所入園次第～） ・増やせた場合の就労日数/1 週 または /月 ・増やせた場合の就労時間/日 および /週 を「備考」にご記入ください。

※就労証明書の裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」にて、就労証明書の記入方法を詳しく記載しておりますので、必ずご確認ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P16 参照）

4 月申請の書類の書き方・受付の日程など一般的なご質問はこちら

◆お問合せ専用ダイヤル 令和 9 年 1 月 25 日（月）まで（令和 8 年 12 月 29 日（火）～令和 9 年 1 月 3 日（日）は除く）

☎ 0 4 5 - 6 6 4 - 2 6 0 7（午前 8 時～午後 8 時 土日祝日も対応）

その他のお問い合わせ・令和 9 年 1 月 26 日（火）以降のご質問はこちら

◆保土ヶ谷福祉保健センターこども家庭支援課（区役所本館 3 階） ※土曜開庁時は対応していません。

☎ 0 4 5 - 3 3 4 - 6 3 9 7（平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

👤 窓 口 開 庁 時 間（平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）